

入札公告

令和2年2月5日

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務(単価契約)

(2) 履行の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで(長期継続契約)

※ 契約締結の日から令和2年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 予定価格

非公表

(6) 調査基準価格

予定価格の3分の2

(7) 履行場所

広島市シニア応援センター

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)

(8) 入札方式

本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

(9) 入札方法

ア 入札金額は、派遣労働者1名につき1時間当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格「平成30・31・令和2年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。

(3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(4) 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 労働者派遣事業の許可を得た者であること。

(7) キャリアカウンセラー等の同種の資格者を有していること。

(8) これまで類似した事業を行った実績を有していること。

(9) その他は、入札説明書による。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、次により配布する。

(1) 配布期間

入札公告の日から令和2年2月19日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

〒732-0822

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課事業係

電話 082-264-6404

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

契約条項は、前記3(2)に同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の配布方法

入札書、入札説明書、仕様書等は、前記3(2)において配布する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問い合わせ先

前記3(2)に同じ。

(4) 入札書の提出方法

持参。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。

(5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札のみ入札書と同時に提出すること。なお、入札金額内訳書の提出が無い場合は、落札者となることができない。

(6) 入札回数

入札回数は3回限りとする。

(7) 入札・開札の日時及び場所

令和2年2月20日(木) 午前10時

広島市南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階) ボランティア研修室

(8) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者(落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には、「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」を含む。)は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下、「資格確認申請書等」という。)を持参により提出するものとする。

(1) 提出先

前記3(2)に同じ

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 提出期限

開札日の翌日の正午まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2

(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

(1) 前記6により一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札。

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札。

ウ 入札金額を訂正したもの。

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札。

(3) 契約保証金

要。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときには、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) 本件公告に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の收支予算が減額・削除された場合には、本件契約の変更・解除を行うことがある。また、社会福祉法人広島市社会福祉協議会は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による

入札説明書

1 契約担当部署

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課事業係
〒732-0822
広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)
電話 082-264-6404

2 競争入札に付する事項

(1) 業務名

広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務(単価契約)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで(長期継続契約)

※ 契約締結の日から令和2年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 予定価格

非公表

(6) 調査基準価格

予定価格の3分の2

(7) 履行場所

広島市シニア応援センター

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)

3 入札方式

本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、最低入札価格提示者(落札候補者)に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)の提出を求めて入札参加資格を有することを確認し、落札者を決定するものである。

なお、最低入札価格提示者が次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- ・入札参加資格を有していないと確認した場合

- ・無効な入札の場合

- ・調査基準価格を下回る価格の入札をし、低入札価格報告書を提出した場合で、低入札価格調査の結果、落札者としないと決定したとき

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「平成30・31・令和2年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。(入札参加資格

確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。)

- (6) 労働者派遣事業の許可を得た者であること。
- (7) キャリアカウンセラー等の同種の資格者を有していること。
- (8) これまで類似した事業を行った実績を有していること。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類の配布方法

一般競争入札参加資格確認申請書等は、次により配布する。

(1) 配布期間

入札公告の日から令和2年2月19日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

前記1に同じ。

6 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

契約条項は、前記1に同じ。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり、書面(指定様式)を提出すること。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和2年2月17日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(イ) 提出場所及び問い合わせ先

前記1に同じ。

(ウ) 提出方法

質問書は、質問内容等を熟知した者が持参すること。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌営業日以降、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。(ただし、質問書の提出が上記(2)ア(ア)の期間の最終日にあった場合等は、回答書が閲覧できない場合がある。)

(ア) 閲覧期間

入札公告の日から令和2年2月19日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(イ) 閲覧場所

前記1に同じ。

7 入札の方法

(1) 入札金額は、派遣労働者1名につき1時間当たりの単価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札書等の提出方法

(1) 入札書

入札書は、持参すること。なお、郵送、電送等その他の方法は認めない。

(2) 入札金額内訳書(初度入札のみ)

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初

度入札のみ入札書と同時に提出すること。なお、入札金額内訳書の提出が無い場合は、落札者となることができない。

(3) 委任状

入札は原則として「代表者又は継続して委任を受けている者」により行うこと。やむをえず代理人により入札を行う場合は、入札開始前に委任状を提出すること。委任状は、前記1において交付する。

(4) 誓約書

本業務に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を作成し、入札開始前に提出すること。誓約書は前記1において交付する。

9 開札等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月20日(木)午前10時

イ 場所 広島市南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)ボランティア研修室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者(最低入札価格提示者)とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

10 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者(落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には、「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」を含む。)は、一般競争入札参加資格確認申請書等を持参により提出するものとする。

また、一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出先

前記1に同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

(3) 提出期限

開札日の翌日の正午まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記10により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合においては、開札日以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12 落札者の決定

- (1) 前記11より一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。他に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再度の入札を行う。なお、再度の入札を行う場合においては、調査の対象となった者は再度の入札に参加することはできない。

- (2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

13 低入札価格調査

- (1) 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- (2) 委託業務低入札価格報告書の提出

開札の結果、調査基準価格を下回る価格をもって入札書を提出した者は、委託業務低入札価格報告書(以下「報告書」という。)を持参により提出するものとする。

ア 提出先

前記1に同じ。

イ 提出部数

提出部数は、1部とする。

ウ 提出期限

令和2年2月25日(火) 午後5時まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 入札回数

入札回数は、3回限りとする。

- (4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに最高支払予定額(各年度の支払予定額のうちの最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人広島市社会福祉協議会を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。この場合において、履行保証保険が当初2か年度の履行期間(契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。)までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日(当日が休日の場合は、休日でない前日)までに、残余の履行期間までを保険期間とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付することについて、誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前の

できるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書を前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体(広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

なお、契約保証金の免除申請の承認には、本会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

(5) 契約書の作成

ア 契約の相手方が決定したときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会が定めた日に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、社会福祉法人広島市社会福祉協議会及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本会が交付する。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(8) 本件公告に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の收支予算が減額・削減された場合は、契約の変更・解除を行うことがある。また、社会福祉法人広島市社会福祉協議会は、当該契約の変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) この入札に関係する資料等は、次のとおり配布する。

入札関係資料等	配布場所
<ul style="list-style-type: none">・ 入札公告(様式①)・ 入札説明書(様式②)・ 委託契約書(様式③) 　※ 仕様書等を添付・ 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式④)・ 委託業務低入札価格報告書(様式⑤)・ 入札書(様式⑥-1)※3枚交付・ 入札金額内訳書(様式⑥-2)・ 委任状(様式⑦)・ 誓約書(様式⑧)・ 仕様書等に関する質問書(様式⑨-1)・ 質疑応答書(様式⑨-2)	社会福祉法人広島市社会福祉協議会 〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センターセンター内 (BIG FRONT ひろしま6階) 電話 082-264-6404

広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）契約書（案）

社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、広島市シニア応援センター事業（以下「業務」という。）の労働者派遣について、次のとおり契約を締結する。

第1条 受注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）及び本契約に基づき、受注者の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を発注者に派遣し、発注者は派遣労働者を指揮命令して、本契約で定める業務に従事させることを目的とする。

第2条 発注者及び受注者は、労働者派遣を行い又は労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係法令を遵守する。

第3条 受注者は、発注者に対し次の就業条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

(1) 業務の内容及び仕様

広島市シニア応援センター業務

（労働者派遣法施行令（昭和61年政令第95号）第4条第12号業務）

詳細は別添「広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 契約金額

1人につき1時間当たり 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 発注者の指揮命令により、派遣業務の遂行上必要となる旅費等の金員は、原則として発注者の責任のもと発注者が当該金員を派遣労働者に支給するものとする。

(6) 発注者の指揮命令により、派遣業務の遂行上必要となる通信手段等については、原則として発注者の責任のもと発注者が確保するものとする。

第4条 受注者は、仕様書に基づき誠実に業務を実施しなければならない。

第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

第6条 受注者は、業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

2 受注者は、業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事

項」を遵守しなければならない。

第7条 発注者は、受注者の実施する業務の適正を期するため必要があるときは、その状況を調査し、報告を求め、又は指示することができる。

第8条 発注者は、受注者の請求に基づき次のとおり労働者派遣料を支払うものとする。

- (1) 労働者派遣料は、各月ごとに、第3条第2号に掲げる1人につき1時間当たりの単価に実働時間数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。
- (2) 請求の時期 業務実施月の翌月の20日まで
- (3) 支払の時期 受注者から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内
- (4) 振込手数料 発注者は、口座振込の方法により支払いを行う場合においては、請求金額から振込手数料を差し引いて、受注者に支払うものとする。

第9条 発注者は、本契約の労働者派遣料について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除することができる。

2 受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
- (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
- (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、派遣労働者1人につき1時間当たりの単価に予定労働時間を乗じた額（以下「支払予定額」という。）の10分の2（同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を、損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前

項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

第11条 発注者は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、契約に違反したとき。ただし、その違反が発注者の派遣労働者に対する管理監督、指揮命令の責めに起因する場合は、この限りではない。
- (2) 受注者が、契約を誠実に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、前項第1号から第3号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第1号から第3号までの規定により契約を解除されたときは、支払予定額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 その他契約解除に伴う詳細については仕様書記載のとおりとする。

第12条 受注者は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までの契約に係る派遣労働者の実働時間数等の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する労働者派遣料を受注者に支払うものとする。

第13条 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するもの

とする。

- 2 契約保証金には、利息を付けない。
- 3 受注者がこの契約について広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第31条第1号の履行保証保険契約を締結した場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から1年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の中途中で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。
- 4 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第9条第1項の1号及び第10条第1項第1号から第3号までの規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

第14条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。
- 4 受注者は、発注者との業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。
- 5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受注者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

第15条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

第16条 発注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の諸法令及び本契約を遵守して派遣労働者を労働させなければならない。

2 受注者は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、発注者の指揮命令等に従って、職場の秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導する。

第17条 発注者及び受注者は、当該業務の派遣労働者の安全及び衛生に関しては、労働者派遣法の定めるところによるほか、安全、衛生の関連法規・行政通達を遵守するものとする。

第18条 派遣業務の遂行において、派遣労働者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えた場合、受注者は発注者に法律上の賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が指揮命令者その他発注者が使用する者（以下本条において「指揮命令者等」という。）の派遣労働者に対する指揮命令等（必要な注意、指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合はこの限りではない。

2 前項の場合において、その損害が派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、発注者と受注者とが協議して損害の負担割合を定めるものとする。

3 発注者は、損害賠償請求に関しては、損害発生を知った後、速やかに、受注者に書面で通知するものとする。

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

第20条 本契約において発注者・受注者間に紛争が生じた場合は、広島簡易裁判所又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

発注者 所在地 広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内
名 称 社会福祉法人広島市社会福祉協議会
代表者 会長 永野 正雄

受注者 所在地 ○○○○○○
名 称 株式会社○○○
代表者 代表取締役○○○○
厚生労働大臣許可番号 派 ○○一○○○○○○

広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務配置体制

(実働 7 時間 45 分)



※休憩は交代で取るため、13時から14時の場合もある。



従事時間

令和2年度 労働者派遣日数基準表

令和2年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29 昭和の日

派遣日 不派遣日
21 9

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
						31

3 憲法記念日
4 みどりの日
5 こどもの日
6 振替休日

派遣日 不派遣日
18 13

令和2年6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

派遣日 不派遣日
22 8

令和2年7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

23 海の日
24 スポーツの日

派遣日 不派遣日
21 10

令和2年8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1		
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6 休日(平和記念日)
10 山の日

派遣日 不派遣日
19 12

令和2年9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21 敬老の日
22 秋分の日

派遣日 不派遣日
20 10

令和2年10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

派遣日 不派遣日
22 9

令和2年11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3 文化の日
23 勤労感謝の日

派遣日 不派遣日
19 11

令和2年12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

12/29～1/3 休日(年末年始)

派遣日 不派遣日
20 11

令和3年1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2		
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

12/29～1/3 休日(年末年始)
1 元日
11 成人の日

派遣日 不派遣日
19 12

令和3年2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11 建国記念の日
23 天皇誕生日

派遣日 不派遣日
18 10

令和3年3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

20 春分の日

派遣日 不派遣日
23 8

令和2年度	年間	365
	派遣日	242
	不派遣日	123

令和3年度 労働者派遣日数基準表

令和3年4月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

29 昭和の日

派遣日 不派遣日
21 9

令和3年5月						
日	月	火	水	木	金	土
		1				1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30		31				

3 憲法記念日
4 みどりの日
5 こどもの日

派遣日 不派遣日
18 13

令和3年6月						
日	月	火	水	木	金	土
		1		2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

派遣日 不派遣日
22 8

令和3年7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

19 海の日

派遣日 不派遣日
21 10

令和3年8月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6 休日(平和記念日)
11 山の日

派遣日 不派遣日
20 11

令和3年9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

20 敬老の日
23 秋分の日

派遣日 不派遣日
20 10

令和3年10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2		
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11 スポーツの日

派遣日 不派遣日
20 11

令和3年11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

3 文化の日
23 勤労感謝の日

派遣日 不派遣日
20 10

令和3年12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12/29～1/3 休日(年末年始)

派遣日 不派遣日
20 11

令和4年1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1		
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

12/29～1/3 休日(年末年始)
1 元日
10 成人の日

派遣日 不派遣日
19 12

令和4年2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

11 建国記念の日
23 天皇誕生日

派遣日 不派遣日
18 10

令和4年3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

21 春分の日

派遣日 不派遣日
22 9

令和3年度	年間 365
派遣日	241
不派遣日	124

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(就業場所以外での業務の禁止等)

第8 受注者は、就業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該就業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印

（業者番号）

)

一般競争入札参加資格確認申請書

(入札後資格確認型一般競争入札用)

令和2年2月5日付で入札公告のありました下記業務に係る一般競争入札の参加資格について確認を受けるため、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること、この業務に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること及び下記の添付書類の内容については、いずれも事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の誓約事項及び添付書類等について確認するため、広島市への照会など、必要に応じて調査されることに同意します。

記

1 業務名 広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）

2 添付書類

(1) 広島市税の納税証明書（写し）

「直近の証明可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(2) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(3) 労働者派遣事業許可証（写し）

(問い合わせ先)

担当者：

部 署：

電 話：

E-mail：

委託業務低入札価格報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会长 様

当社が令和2年2月20日に入札した「広島シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）」に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

【内容】

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 当該入札価格で入札した理由 | 項目別調査票(1)-(1) |
| 2 その積算の内容等 | 項目別調査票(1)-(2) |
| 3 人員配置等の実施計画 | 項目別調査票(2)-(3) |
| 4 従事者の調達見通し | 項目別調査票(2)-(4) |
| 5 手持機器資材等の状況 | 項目別調査票(2)-(5) |
| 6 手持業務の状況 | 項目別調査票(3)-(6) |
| 7 過去に受託した業務の実施状況 | 項目別調査票(3)-(7) |
| 8 その他 | 項目別調査票(3)-(8) |

(注意事項)

- ①上記の項目別調査票は、該当の有無にかかわらず全て提出してください。該当のないものは当該記載欄に「該当なし」と明記してください。
- ②この報告書（項目別調査票を含む。）は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断する資料であることから、虚偽記載があったときは、指名停止措置等を行うことがあります。

項目別調査票（1）

(1) 当該入札価格で入札した理由

(2) その積算の内訳等

項目別調査票（2）

(3) 人員配置等の実施計画

(4) 従事者の調達見通し

(5) 手持機器資材等の状況

項目別調査票（3）

(6) 手持業務の状況

(7) 過去に受託した業務の実施状況

(8) その他

入札書(単価契約用) (第回)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長様

入札者住所氏名

業者番号_____

FAX番号_____

(印)

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の契約に関する諸規定及び仕様その他入札の諸条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

業務名

広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務(単価契約)

業務場所

広島市シニア応援センター

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内

(BIG FRONT ひろしま6階)

入札金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注)

- 1 入札金額は、消費税法第9条第1項の規定による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

消費税法第9条第1項の適用について

(該当する方を○で囲んでください。)

- 1 課 稅 事 業 者
2 免 稅 事 業 者

地域福祉推進課長

様式⑥-2

令和2年2月20日作成

所在地			
商号又は名称			
代表者職氏名	印 (下記※1参照)		
回答できる者の氏名			
連絡先電話番号	()	-	(内線)

入札金額内訳書

業務名 (下記※2、※3参照)		積算の内容 (下記※4参照)	
区分			

業務価格 業務原価	区分 人件費(直接人件費) (ア) 物件費(直接物品費+業務管理費) (イ) 合計 (ワ=ア+イ)	積算の内容 (下記※4参照)		摘要
		金額	摘要	
諸経費(一般管理費等) (工)				
合計 (オ=ワ+工)				
派遣労働者1名につき1時間当たりの単価 【円未満の端数は切り捨て】	業務価格合計(オ) ÷ 予定労働時間数 3,743時間15分(2年間)			入札書記載金額 (下記※5参照)
消費税相当額 (キ=力×10%)				
業務費 (ク=力+キ)				消費税率10%

次に掲げる事由に該当する落札候補者のした入札は、無効とする。

※1 入札金額内訳書に記名・押印がないもの

※2 業務名がないものの

※3 業務名が誤っているもの(ただし、業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の入札金額内訳書であることが特定できる場合を除く。)

※4 積算の内容に記載が全くないもの

※5 業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるものは、その入札を無効とする。(ただし、入札金額内訳書等の業務価格の合計金額としている場合、金額の相違が千円未満であっても端数切捨てない場合、切捨てて以外の端数整理、税込みと税抜きの誤記等は、無効となる。)

※6 その他、入札金額内訳書を作成手引きに掲げる事由に該当するもの

委任状

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

(委任者) 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、_____を代理人と定め、下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 開札日 令和2年2月20日2 業務名 広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）

3 代理人使用印鑑



様式⑧

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(共同企業体の場合は構成員全員)

誓 約 書

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）の競争入札に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為は一切行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書について、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印

（業者番号）

）

仕様書等に関する質問書

令和2年2月5日付で入札公告のありました下記業務について、仕様書等に関する質問を別紙（質疑応答書）のとおり提出します。

記

業務名 広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）

（連絡先）

担当者： 部署：

電話：（ ）－－－（代）（内線）（ ）

FAX：（ ）－－－

E-Mail：

質 疑 応 答 書

業務名 広島市シニア応援センター事業に係る労働者派遣業務（単価契約）

番号	仕様書頁等	質 問	回 答

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。